

① 件 名
新行政不服審査制度への対応について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正が行われな いままであったが、今回、不服申立構造の見直し、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即 した抜本的な見直しが実施され、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることにな った。</p> <p>【目的】 本市における事務処理体制及び関係例規等の整備を行い、法の趣旨及び目的に則した適切な対応 を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〔行政不服審査法の主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立構造の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立ての類型を、これまでの「異議申立て」から原則として「審査請求」に一元化 2 審理・裁決の公正性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う「審理員による審理手続の導入」 ・第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックする「行政不服審査会への諮問手続 の導入」 ・口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写など「審査請求人等の手続 保障の拡充」 3 使いやすさの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立てをすることができる期間を「60日から3か月に延長」 ・計画的に審理を進めるための「争点等の整理手続の導入」 </div>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号） 2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成26年6月13日 行政不服審査法 公布 平成28年4月 1日 行政不服審査法 施行</p>

⑤主な内容

1 事務処理体制の整備

区 分	所掌事務等	担当課等
審査庁	審査請求を受け、それに応答して裁決を行う行政庁。審理員の指名や審理員への資料提出、(仮称)行政不服審査会への諮問等個々の審査請求に係る事務などを行う。	原処分に係る専門的な知識が必要となることから、原則として処分庁(処分担当課)とする。 (※注)
審理員	審査庁から指名を受け、審理手続を主宰し、審理員意見書を審査庁に提出する。	原則として、審査庁の属する部局の課長等の中から、除斥事由に該当しない、審理員に相応しい者を1名又は複数名指名する。
審理員補助者	審理員が行う審理手続事務の一部を補助する。	審理手続の適正かつ効率的な運用を図るため、行政不服審査制度の担当課である総務課(法務グループ)とする。
(仮称)行政不服審査会(第三者機関)	市長(審査庁)の附属機関として、審査庁の諮問を受け、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査庁の判断の妥当性について、客観的な立場からチェックを行い、その結果を審査庁に答申する。	弁護士、税理士及び大学教授(社会保障制度)を想定。
(仮称)行政不服審査会事務局	(仮称)行政不服審査会の運営・庶務に関する事務を行う。	審査会の適正かつ効率的な運営を図るため、行政不服審査制度の担当課である総務課とするが、一定の公平性・公正性を確保するため、審理員補助者を行うグループとは別の総務グループとする。

(※注) 行政委員会が行った公の施設の使用許可や使用料の徴収の不服など地方自治法に基づく審査請求の場合や市長が審査請求先となる社会福祉事務所における処分の場合は、行政経営課を担当課とする。

2 関係例規等の整備

(1) (仮称)石巻市行政不服審査会条例の制定

[主な内容]

ア 委員 5名以内

イ 任期 2年

ウ 専門委員 必要に応じ、専門的知識を有する者を臨機に活用することができるよう規定

(2) 関係条例の改正((仮称)行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例による一括改正)

[主な内容]

ア 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正

(仮称)行政不服審査会の設置に伴い、同審査会委員に係る報酬及び費用弁償を規定するもの。

イ 情報公開条例及び個人情報保護条例の改正

法改正に伴い、審理員制度の適用除外のための改正及び文言の整理を行うもの。

情報公開等に関する不服申立ての審査については、情報公開・個人情報保護審査会が既に第三者機関として設置されており、今回の法改正で求められている公平性・公正性が確保されていることから、審理員による審理手続を経ることなく、現行の同審査会において審査することとし、審理員による審理手続の適用は除外するもの。

ウ 情報公開・個人情報保護審査会条例の改正

法改正と併せて改正された情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じて、審査会への提出資料等の写しを不服申立人等に対して送付することを定めるほか、法改正に伴う文言の整理を行うもの。

エ 石巻市手数料条例の改正

法改正に伴い、審査請求人又は参加人は、審理員・行政不服審査会に提出された書類の写しの交付を求めることが可能となったことから、情報公開条例、個人情報保護条例に規定する実費負担と同額の1枚当たり白黒10円、カラー50円の手数料徴収について規定するもの。なお、経済的に困窮する者については、手数料の減免を行うもの。

オ その他の関係条例の改正

「異議申立て」から「審査請求」に一元化されたことや行政不服審査法の法律番号が新たに付与されたことなどに伴い、文言の整理を行うもの。

[その他の関係条例]

固定資産評価審査委員会条例、消防団員等公務災害補償条例、行政手続条例、職員の給与に関する条例等

(3) 関係規則・要綱等の制定・改正

行政不服審査会の運営、審査事務手続、手数料の減免、審理手続、裁決書等に必要となる様式を規定する関係規則等を制定するもの。

また、関係条例の改正と同様に、関係規則・要綱等について、法改正に伴う文言の整理を行うもの。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- ・行政不服審査制度の公正性、利便性の向上が図られる。
- ・行政不服審査会委員への報酬及び費用弁償が生じるほか、関係予算の計上が必要となる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【関係条例の制定・改正時期（予定）】

平成27年第4回定例会へ提案 宮城県

平成28年第1回定例会へ提案 県内各市

⑧今後の予定及び施行予定年月日

1 今後の予定

(1) 関係条例の制定・改正（平成28年第1回定例会に提案予定）

・「(仮称)石巻市行政不服審査会条例」の制定

・「(仮称)行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」（関係条例の一部改正）

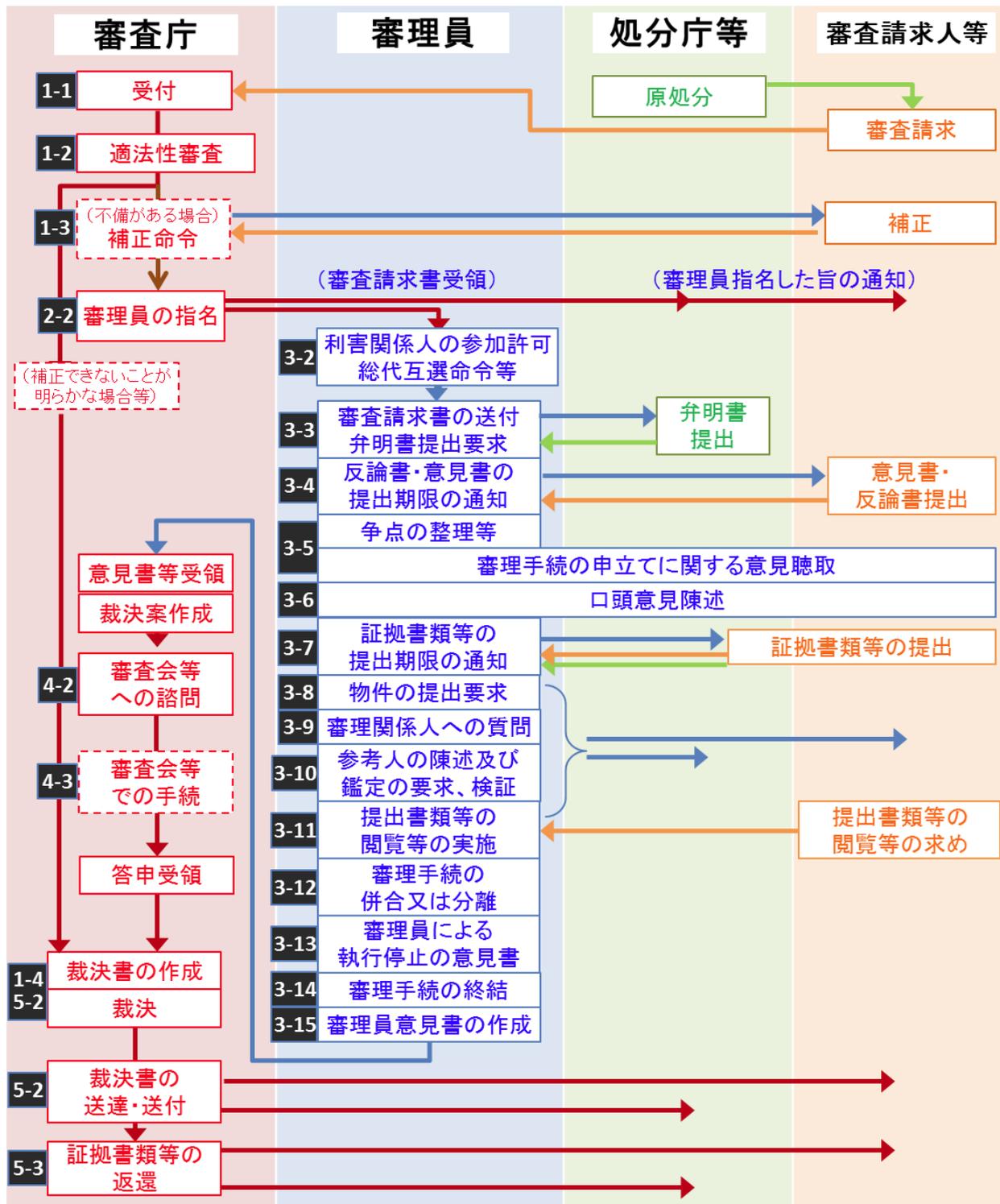
(2) 関係規則・要綱等の制定・改正

2 施行予定年月日 平成28年4月1日

⑨その他

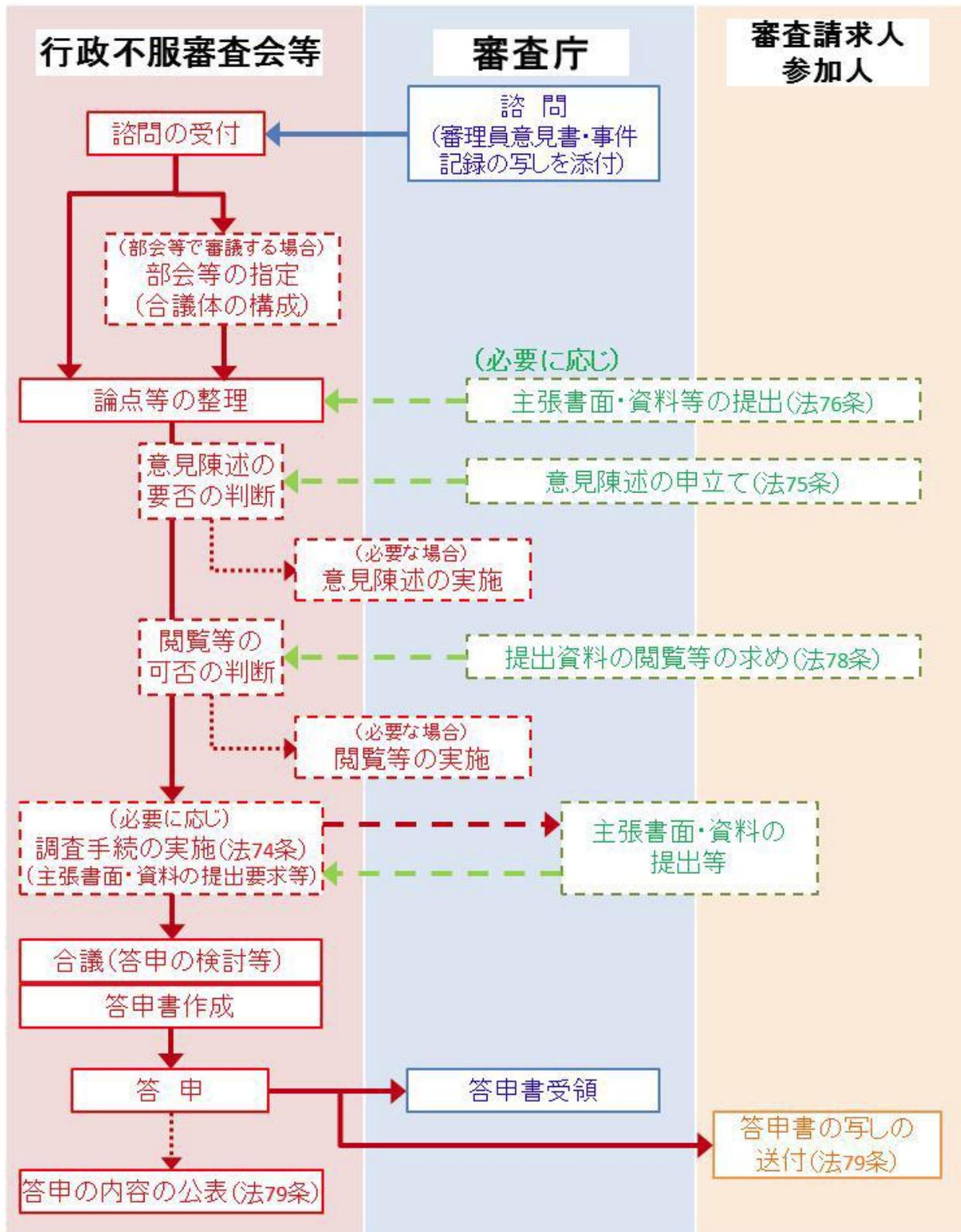
本制度に関する職員研修を実施し、制度の適切な運用を図る。

図1 審査請求に係る大まかな事務手続の流れ



出典：「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」平成27年11月
総務省行政管理局

図2 行政不服審査会等における調査審議手続の大まかな流れ



出典：「行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）」平成27年11月
総務省行政管理局